

## 第44回三重県屋外広告物審議会議事概要

### 1. 会議の名称

第44回三重県屋外広告物審議会

### 2. 開催日時

平成29年12月12日（火）13時00分から15時00分まで

### 3. 開催場所

JA三重健保会館4階 中研修室（三重県津市羽所町525-1）

### 4. 出席委員数

12名

### 5. 会議の公開・非公開

公開

### 6. 傍聴者数

なし

### 7. 議事の概要

#### 【報告事項】

配布資料に沿って事務局から説明を行いました。

（1）第43回屋外広告物審議会議案の手続き状況について

●委員からの主な意見等

・特になし

#### 【審議事項】

配布資料に沿って事務局から説明を行いました。

（1）屋外広告物の安全対策の充実について

●委員からの主な意見等

・特になし

（2）三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定（市道横山線、市道横山支線：志摩市）

●委員からの主な意見等

- ・ 起点、終点の場所を決めた理由について教えてほしい。禁止地域に指定しない起点、終点の外側のエリアは、広告物が設置されるおそれはないのか。

⇒指定区間については、住環境、経済活動、景観への配慮を総合的に考慮したうえで、提案させていただいた。区間に入っていない横山展望台に繋がる道については、環境省の土地であるため、環境省の了解を得ない広告物が設置されるおそれはない。

(3) 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定（県道玉城南勢線：伊勢市、南伊勢町）

●委員からの主な意見等

- ・ 一部区間を除いて禁止区間を指定するということだが、除いた区間に広告物が乱立するおそれ、または景観に配慮していない広告物が立つおそれはないのか。
- ・ 今後、サニーロードをより魅力的な観光ルートにしていくのであれば、数の制限、カラーの規制など景観に配慮していただくことを考えていかなければならないと思われる。
- ・ 禁止区間から除く区間は交差点であるため、地域の経済活動の観点や地元住民の意向を考慮すると、案内用看板は必要であると考えられる。
- ・ 地元住民の事を考えると、誘導看板などは必要であると思われる。  
⇒既に設置されている広告物への影響、広告物の設置の必要性などを検討した上で、現存する広告物を撤去するのではなく、広告物の無い場所に、新たに広告物が設置されることを抑制するという主旨で、禁止区間を今回提案させていただいた。  
いただいたご意見は今後の参考にしていきたい。

(4) 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更（一般国道260号：南伊勢町）

●委員からの主な意見等

- ・ 禁止区間を解除した際に、景観に配慮した広告物が設置されるように誘導していくことは可能か。
- ・ 伊勢志摩地域を美しい地域にしていこうという流れに逆行するおそれがあるため、何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 解除区間が短いため、禁止地域を解除しても問題は無いと思われる。
- ・ 地域の活性化などの地元の要望などを考慮すると、禁止地域を解除する必要がある。  
⇒いただいた意見を南伊勢町、伊勢建設事務所と情報共有し、景観に配慮した広告物が設置されるように働きかけていく。

(5) 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更（一般国道422号：伊賀市）

●委員からの主な意見等

- ・ 当該区間において、将来的に大型商業施設などの建設が予定され、その区間を禁止区間として指定しない方がよい場所はないのか。  
⇒特にそのような計画は把握していない。なお禁止地域であっても自家用広告物の設置は可能である。

## 8. 審議結果

上記審議事項について、審議された結果、全て原案どおり同意を得た。